



奨学金借用証書

新潟県加茂市奨学資金貸付けに関する条例の定めるところにより、令和 年 月から令和 年 月までの期間、毎月、金 円也を借用します。 ついては、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 借受人が、上記期間中、退学等により学業の継続が不可能となった場合又は借用を辞退することになった場合は、定めに従い、借用金額を確かに返還します。
- 借用期間終了後は、借用金額を定められた期間中に、滞りなく返還します。
- 返済が滞った場合は、期限の利益を放棄し一括返済いたします。

令和 年 月 日



借受人 氏名 印



保護者（連帯保証人） 氏名 印（実印）

住 所 加茂市

加茂市長 殿

- * 1 借受人、保護者（連帯保証人）の印鑑は、別印とします。
- * 2 保護者（連帯保証人）は、印鑑証明書を添付してください。